

吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

- 目次
- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 産業廃棄物管理責任者の設置等(第3条)
 - 第3章 産業廃棄物の保管に係る措置
 - 第1節 保管の届出(第4条—第10条)
 - 第2節 搬入停止命令(第11条)
 - 第4章 土地所有者等の責務等(第12条—第16条)
 - 第5章 産業廃棄物処分等施設の設置の手続等
 - 第1節 産業廃棄物の処理のための施設の設置者等の責務(第17条)
 - 第2節 産業廃棄物処分等施設の設置の手続(第18条—第31条)
 - 第3節 事業計画書提出者に係る産業廃棄物処理業の許可(第32条)
 - 第4節 事業計画書の変更の届出等(第33条—第36条)
 - 第5節 事業計画書提出者等に対する勧告等(第37条・第38条)
 - 第6章 雑則(第39条—第44条)
 - 第7章 罰則(第45条—第48条)
- 附則
- 第1章 総則
- (目的)
- 第1条 この条例は、[吹田市環境基本条例\(平成9年吹田市条例第5号\)](#)の理念にのっとり、関係法令に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し必要な事項を定め、これに基づく施策を推進することにより、現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。
- (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
 - (3) 産業廃棄物処理業の許可 法第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の許可をいう。
 - (4) 産業廃棄物処理基準等 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3第1号に規定する基準(保管の基準を除く。)をいう。
 - (5) 産業廃棄物の不適正な処理 次に掲げる基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分をいう。
 - ア 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準
 - イ 特別管理産業廃棄物に係る処理にあつては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準
 - ウ 指定有害廃棄物に係る処理にあつては、法第16条の3第1号に規定する基準
- 第2章 産業廃棄物管理責任者の設置等
- 第3条 建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を営む事業者であつて、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置するものは、当該事業場において、産業廃棄物の排出が抑制され、及び産業廃棄物の不適正な処理が防止されるよう、業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する事業者に対し、産業廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物管理責任者が行う業務の実施の方法その他の産業廃棄物の排出の抑制及び産業廃棄物の不適正な処理の防止のために必要な事項について、指導し、又は助言するものとする。
- 第3章 産業廃棄物の保管に係る措置
- 第1節 保管の届出
- (産業廃棄物の保管の届出)
- 第4条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、保管の開始の日の14日前までに、当該保管を行おうとする事業場ごとに産業廃棄物の保管に関する計画その他の規則で定める事項を記載した届出書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる産業廃棄物の保管については、適用しない。
- (1) 法第12条第3項又は第12条の2第3項に規定する保管
 - (2) 産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設又は場所において行われる保管
 - (3) 法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行われる保管

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条第1項(同法第15条において準用する場合を含む。)の届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(5) 敷地(事業場の敷地と一体的に利用される土地を含む。)の面積が300平方メートル未満の事業場において行う保管

(建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管に関する計画等の届出)

第5条 法第12条第3項前段又は第12条の2第3項前段の届出をする事業者は、当該届出に併せて、保管を行おうとする事業場ごとに産業廃棄物の保管に関する計画その他の規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 第4条第1項又は前条第1項の届出をした事業者(以下「産業廃棄物事業場外保管届出事業者」という。)は、当該届出に係る事項に変更があったとき、又は当該届出に係る保管をやめたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画の変更等の勧告)

第7条 市長は、第4条第1項の届出があった場合において、産業廃棄物の保管に関する計画が産業廃棄物処理基準等に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日の翌日から起算して14日以内に限り、当該届出をした事業者に対し、当該計画の変更を勧告することができる。前条の変更の届出があったときも、同様とする。

(帳簿の備付け等)

第8条 産業廃棄物事業場外保管届出事業者は、届出をした事業場ごとに産業廃棄物の保管その他の処理に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(保管場所の表示)

第9条 産業廃棄物事業場外保管届出事業者は、届出をした事業場の見やすい場所に届出に係る産業廃棄物の保管の場所である旨を表示する掲示板を設けなければならない。

(産業廃棄物事業場外保管届出事業者に対する勧告)

第10条 市長は、産業廃棄物事業場外保管届出事業者が第8条の帳簿の備付け又は前条の掲示板の設置をしていないときは、当該産業廃棄物事業場外保管届出事業者に対し、これらの行為を行うことを勧告することができる。

第2節 搬入停止命令

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要があると認めるときは、産業廃棄物(産業廃棄物であることの疑いのある物を含む。以下この条において同じ。)の保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場へのこれらの物の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項又は第5条第1項の届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合

(2) 第4条第1項の届出をした者が、当該届出に係る事項を第6条の変更の届出を怠ったため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合

(3) 第7条の規定による勧告に従わず産業廃棄物の保管を行っている場合

2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、特別の理由があると認めるときは、30日の範囲内において搬入停止の期間を延長することができる。

3 市長は、搬入停止の期間内において、第1項の規定による命令に係る産業廃棄物の保管が産業廃棄物の不適正な処理でないことが判明したとき又は産業廃棄物であることの疑いのある物が産業廃棄物でないことが判明したときは、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

第4章 土地所有者等の責務等

(土地所有者等の責務)

第12条 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、自己が所有し、管理し、又は占有する土地(以下「所有地等」という。)において、産業廃棄物の不適正な処理による生活環境の保全上の支障を生じさせることのないよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、自己の所有地等において他の者により産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、市長への通報その他生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有地等を賃借人等に使用させる土地所有者等の責務)

第13条 土地所有者等は、賃貸借契約等に基づき自己の所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、産業廃棄物の発生又は搬入のおそれがあると認めるときは、当該所有地等における産業廃棄物の不適正な処理の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、賃貸借契約等に基づき自己の所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、当該他の者が産業廃棄物の不適正な処理を行っているとき、当該他の者に対する警告その他の産業廃棄物の不適正な処理の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の賃借人等の説明義務)

第14条 産業廃棄物の処理のために、他の者の所有地等を使用し、又は管理しようとする者は、あらかじめ、土地所有者等に対し、その旨を説明しなければならない。

(土地所有者等に対する勧告等)

- 第15条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、当該土地所有者等に対し、第12条第2項又は第13条第2項の措置を講ずるよう指導することができる。
- 2 市長は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない土地所有者等に対し、当該措置を講ずることを勧告することができる。
(措置命令)
- 第16条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該土地所有者等(法第19条の5第1項に規定する処分者等及び法第19条の6第1項に規定する排出事業者等(以下この条において「法による命令対象者」という。))を除く。)に対し、期限を定めて、当該支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。この場合において、当該措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
- (1) 土地所有者等が前条第2項の規定による勧告(第13条第2項の措置に係る勧告に限る。)に従わないとき。
- (2) その資力その他の事情からみて、法による命令対象者のみによっては、当該必要な措置を講ずることができないとき。
- (3) 土地所有者等が当該産業廃棄物の処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他第13条第2項の規定の趣旨に照らし、土地所有者等に当該措置を講じさせることが適当であるとき。
- 第5章 産業廃棄物処分等施設の設置の手続等
- 第1節 産業廃棄物の処理のための施設の設置者等の責務
- 第17条 産業廃棄物の処理のための施設を設置し、又は維持管理する者は、周辺地域の生活環境の保全について十分に配慮するよう努めなければならない。
- 第2節 産業廃棄物処分等施設の設置の手続
(事業計画書の提出)
- 第18条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める施設(以下「産業廃棄物処分等施設」という。)を設置しようとするときは、あらかじめ、設置場所その他の規則で定める事項を記載した計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。
- (1) 法第14条第1項の産業廃棄物収集運搬業の許可及び法第14条の4第1項の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設
- (2) 法第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可及び法第14条の4第6項の特別管理産業廃棄物処分業の許可 産業廃棄物の処分の用に供する施設(環境影響評価法(平成9年法律第81号)、大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)又は[吹田市環境まちづくり影響評価条例\(平成10年吹田市条例第7号\)](#)に基づく環境影響評価の対象となる産業廃棄物処理施設を除く。)
- 2 事業計画書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
(説明会等計画書の提出)
- 第19条 事業計画書を提出する者は、第23条第1項の規定による説明会の計画を記載した計画書(以下「説明会等計画書」という。)を併せて市長に提出しなければならない。
(事業計画書等の提出の告示等)
- 第20条 市長は、事業計画書及び説明会等計画書(以下「事業計画書等」という。)の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、当該告示の日から次に掲げる日のいずれか遅い日までの期間(以下「縦覧期間」という。)中、事業計画書等の写しその他規則で定める書類を一般の縦覧に供するものとする。
- (1) 当該告示の日の翌日から起算して30日を経過する日
- (2) 第23条第1項の規定による説明会の開催の日(2回以上開催するときは、当該開催の日のうち最も遅い日)の翌日
(事業計画書等に対する市長の意見)
- 第21条 市長は、事業計画書の提出があったときは、縦覧期間内に、事業計画書を提出した者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、当該事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。
- 2 市長は、説明会等計画書の提出があったときは、縦覧期間内に、事業計画書提出者に対し、当該説明会等計画書について意見を述べるることができる。
(事業計画書の閲覧)
- 第22条 事業計画書提出者は、当該事業計画書の写しを、当該事業計画書に関し生活環境に影響を及ぼす範囲として規則で定める地域(以下「関係地域」という。)内又はその周辺の適当な場所において、縦覧期間中、当該関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者(以下「関係住民」という。)の閲覧に供しなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、前項の規定による閲覧の場所を関係住民に周知するよう努めなければならない。
(説明会の開催等)
- 第23条 事業計画書提出者は、関係地域内又はその周辺の適当な場所において、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知するための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、説明会を開催するときは、当該開催を予定する日の7日前までに、関係住民に対し、当該説明会の開催を予定する日時及び場所を周知するよう努めなければならない。

3 事業計画書提出者は、その責めに帰することのできない理由によって説明会を開催することができないときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに、事業計画書を要約した書類の提供により、事業計画書の記載事項を関係住民に周知するよう努めなければならない。

(関係住民による意見書の提出)

第24条 事業計画書について関係地域の生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画書提出者に意見書を提出することができる。

(意見書に対する見解の提示)

第25条 事業計画書提出者は、前条の意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した関係住民に対し、当該意見書に対する見解を、書面により、示さなければならない。

(説明会等報告書の提出)

第26条 事業計画書提出者は、前条の見解を関係住民に示した後、説明会の開催の結果その他の規則で定める事項を記載した報告書(以下「説明会等報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(説明会等報告書の提出を受けての事業計画書に対する市長の意見)

第27条 市長は、説明会等報告書の提出があったときは、規則で定める期間内に、事業計画書提出者に対し、説明会等報告書の内容を考慮した上で、事業計画書について周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の意見を述べるに当たり必要があると認めるときは、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(修正事業計画書の提出)

第28条 事業計画書提出者は、第21条第1項又は前条第1項の市長の意見が述べられたときは、これを勘案して、事業計画書の記載事項について検討を加え、当該事業計画書を修正した事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が修正する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(修正事業計画書の提出の告示等)

第29条 市長は、修正事業計画書の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、当該告示の日の翌日から起算して30日間、修正事業計画書の写しその他規則で定める書類を一般の縦覧に供するものとする。

(修正事業計画書を受けたときの市長の勧告等)

第30条 市長は、修正事業計画書の提出があった場合において、その内容が第21条第1項又は第27条第1項の意見を勘案していないと認めるときは、事業計画書提出者に対し、当該修正事業計画書の変更を勧告することができる。この場合において、市長は、変更すべき内容について、指導し、又は助言するものとする。

2 前項前段の規定による勧告をする場合については、第27条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項前段の規定による勧告をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(修正事業計画書の閲覧)

第31条 事業計画書提出者は、当該修正事業計画書の写しその他規則で定める書類を、関係地域内又はその周辺の適当な場所において、第29条に規定する期間中、関係住民の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定による閲覧については、第22条第2項の規定を準用する。

第3節 事業計画書提出者に係る産業廃棄物処理業の許可

第32条 市長は、事業計画書提出者に係る産業廃棄物処理業の許可をするに当たっては、第21条第1項若しくは第27条第1項の意見又は第30条第1項前段の規定による勧告の趣旨を勘案するものとする。

第4節 事業計画書の変更の届出等

(事業計画書の変更の届出)

第33条 事業計画書提出者は、当該事業計画書の変更(第28条本文の規定による事業計画書の修正を除く。)をしようとするときは、市長に届け出なければならない。ただし、当該事業計画書の変更をすることができる期間は、修正事業計画書の提出をし、又は当該事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可を申請するまでの間に限るものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合において、第18条から第27条までの規定による手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画書提出者は、前項の通知を受けたときは、当該手続を再度実施しなければならない。

(説明会等計画書の変更の届出)

第34条 事業計画書提出者は、説明会等計画書を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、第21条第2項及び第22条から第25条までの規定による手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた場合については、前条第3項の規定を準用する。

(修正事業計画書の変更の届出)

第35条 事業計画書提出者は、当該修正事業計画書の変更をしようとするときは、市長に届け出なければならない。ただし、当該修正事業計画書の変更をすることができる期間は、当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可を申請するまでの間に限るものとする。

- 2 市長は、前項の届出があった場合において、第18条から第31条までの規定による手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた場合については、第33条第3項の規定を準用する。
(事業計画の廃止の届出等)
- 第36条 事業計画書提出者は、事業計画書を提出した後において、産業廃棄物処分等施設を設置しないこととするときは、市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、第20条の告示の日以後に前項の届出があったときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

第5節 事業計画書提出者等に対する勧告等

(事業計画書提出者等に対する勧告)

- 第37条 市長は、産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は事業計画書提出者(以下この条において「事業計画書提出者等」という。)が第18条、第19条、第22条第1項若しくは第2項(第31条第2項において準用する場合を含む。)、第23条、第25条、第26条、第28条、第31条第1項、第33条第1項若しくは第3項(第34条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)、第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業計画書提出者等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
(産業廃棄物処理業の変更の許可等に伴う手続)
- 第38条 法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の変更の許可(事業計画書提出者に係る産業廃棄物処理業の変更の許可に限る。)については、第2節から前節まで及び前条の規定を準用する。
- 2 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の変更(産業廃棄物処分等施設の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更であって、規則で定めるものに限る。)の届出については、第2節及び前節並びに前条の規定を準用する。

第6章 雑則

(報告の徴収)

- 第39条 市長は、第2章から前章までの規定の施行に必要な限度において、第3条第1項に規定する事業者、産業廃棄物事業場外保管届出事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等又は事業計画書提出者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(立入調査)

- 第40条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物事業場外保管届出事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等の事務所若しくは事業場又は所有地等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するために必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があったときは、提示しなければならない。

(勧告に従わない旨等の公表)

- 第41条 市長は、第7条、第10条、第15条第2項又は第37条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、第11条第1項又は第16条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 市長は、産業廃棄物事業場外保管届出事業者が、正当な理由がなく第8条の帳簿の保存をしなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 市長は、産業廃棄物事業場外保管届出事業者等が、第39条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することができる。
 - 5 市長は、第3条第1項に規定する事業者等が、前条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨を公表することができる。
 - 6 市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(法に基づく命令に従わない旨等の公表)

- 第42条 市長は、法第15条の2の7の規定による改善命令又は法第15条の19第4項若しくは第19条の3(第2号に係る部分に限る。)(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、法第12条の6第3項の規定による命令、法第12条の7第10項の規定による認定の取消し、法第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による命令、法第14条の3の2第1項若しくは第2項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し、法第15条の2の7の規定による停止命令、法第15条の3第1項若しくは第2項の規定による許可の取消し若しくは法第19条の5第1項(法第17条の2第3項又は第19条の10第2項において準用する場合を含む。)、第19条の6第1項、第19条の11第1項若しくは第21条の2第2項の規定による命令又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第1項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。
 - 3 前2項又は法第12条の6第2項の規定による公表については、前条第6項の規定を準用する。

(法に基づく事務に係る手数料)

- 第43条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、申請1件につき、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 法第12条の7第1項の認定の申請に対する審査 147,000円
 - (2) 法第12条の7第7項の変更の認定の申請に対する審査 134,000円
 - (3) 法第14条第1項の許可の申請に対する審査 81,000円
 - (4) 法第14条第2項の更新の申請に対する審査 73,000円
 - (5) 法第14条第6項の許可の申請に対する審査 100,000円
 - (6) 法第14条第7項の更新の申請に対する審査 94,000円
 - (7) 法第14条の2第1項の変更の許可(産業廃棄物の収集又は運搬の事業に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 71,000円
 - (8) 法第14条の2第1項の変更の許可(産業廃棄物の処分の事業に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 92,000円
 - (9) 法第14条の4第1項の許可の申請に対する審査 81,000円
 - (10) 法第14条の4第2項の更新の申請に対する審査 74,000円
 - (11) 法第14条の4第6項の許可の申請に対する審査 100,000円
 - (12) 法第14条の4第7項の更新の申請に対する審査 95,000円
 - (13) 法第14条の5第1項の変更の許可(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の事業に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 72,000円
 - (14) 法第14条の5第1項の変更の許可(特別管理産業廃棄物の処分の事業に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 95,000円
 - (15) 法第15条第1項の許可(同条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係る許可に限る。)の申請に対する審査 140,000円
 - (16) 法第15条第1項の許可(同条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設に係る許可に限る。)の申請に対する審査 120,000円
 - (17) 法第15条の2の2第1項(法第15条の3の2第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の検査 33,000円
 - (18) 法第15条の2の6第1項の変更の許可(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 130,000円
 - (19) 法第15条の2の6第1項の変更の許可(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設に係る変更の許可に限る。)の申請に対する審査 110,000円
 - (20) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の確認の申請に対する審査 40,000円
 - (21) 法第15条の3の2第2項の確認の申請に対する審査 40,000円
 - (22) 法第15条の3の3第1項の認定の申請に対する審査 33,000円
 - (23) 法第15条の3の3第2項の更新の申請に対する審査 20,000円
 - (24) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可の申請に対する審査 94,000円
 - (25) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可の申請に対する審査 94,000円
 - (26) 第3号、第5号、第9号、第11号、第15号若しくは第16号に規定する許可に係る許可証又は第22号に規定する認定に係る認定証の再交付 1,500円
- 2 手数料は、当該手数料を徴収する事務についての申請の際に、申請者から徴収する。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第45条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第46条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は200,000円以下の罰金に処する。

第47条 第4条第1項、第5条第1項又は第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号。以下「府条例」という。)の規定により大阪府知事が行った勧告、命令その他の行為で現に効力を有するもの又は令和2年4月1日(以下「施行日」という。)前に府条例の規定により大阪府知事に対して行われた届出その他の行為は、施行日以後においては、この条例の相当規定により市長が行った勧告、命令その他の行為又は市長に対して行われた届出その他の行為とみなす。

3 施行日から令和3年3月31日までの間における第42条第2項の規定の適用については、同項中「若しくは法第19条の5第1項」とあるのは「又は法第19条の5第1項」と、「第21条の2第2項の規定による命令又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第1項の規定による命令」とあるのは「第21条の2第2項の規定による命令」とする。